



令和元年6月27日（木）

【照会先】

愛知労働局需給調整事業部

需給調整事業第二課

課長 土屋 憲一

課長補佐 高橋 邦彦

（電話） 052-685-2555

報道関係者 各位

平成30年度労働者派遣事業等に係る指導監督状況及び令和元年度指導監督方針について

愛知労働局（局長 高崎真一）は、平成30年度の労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督状況及び令和元年度の指導監督方針を取りまとめた。

< 概要 >

【平成30年度指導監督状況 概要】

1 行政処分状況（P2の項目1を参照）

労働者派遣法及び職業安定法に規定する欠格事由に該当することとなったことにより、3社に対し許可取消等の処分を実施。

2 指導監督実施状況（P2の項目2を参照）

労働者派遣事業に係る指導監督件数は、全体で1,297件で対前年度比18.8%増となった。

特に、派遣先については、平成27年9月30日施行の労働者派遣法改正法（以下、「平成27年改正労働者派遣法」という。）による労働者派遣の受入期間の3年の期限が順次到来するにあたり重点的な指導対象として、前年度に比べ約2倍の316事業所に対して実施した。その結果、派遣先に対する文書指導件数は、対前年度比68.6%の大幅増となり、文書指導率については、引き続き非常に高い状況となった。

【令和元年度指導監督方針 概要】（P5の項目5を参照）

平成30年度に引き続き、平成27改正労働者派遣法により義務付けられた措置等の適正な履行な確保に向けて取り組む。

また、派遣労働者の待遇改善（同一労働同一賃金）について、令和2年4月1日から円滑に施行されるよう積極的な周知啓発に取り組む。

1 行政処分の状況

- (1) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の許可取消 1社（処分日：平成30年7月2日）
 (処分理由)
 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項に違反し、罰金の刑に処せられ、刑が確定し、労働者派遣法第6条第1号及び職業安定法第32条第1号に規定する欠格事由に該当することとなったため
- (2) 特定労働者派遣事業の事業廃止命令 1社（処分日：平成30年7月2日）
 (処分理由)
 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項に違反し、罰金の刑に処せられ、刑が確定し、労働者派遣法第6条第1号に規定する欠格事由に該当することとなったため
- (3) 有料職業紹介事業の許可取消 1社（処分日：平成31年3月28日）
 (処分理由)
 労働者派遣法第5条第1項、同法59条第2号及び第62条に基づき、罰金の刑に処せられ、刑が確定し、職業安定法第32条第1号に規定する欠格事由に該当することとなったため

2 指導監督実施状況

項目	30年度	29年度	前年度比(差)
①指導監督事業所数（調査を行った件数）	1,632	1,339	21.9%
労働者派遣事業	1,297	1,092	18.8%
派遣元	631	472	33.7%
不更新・廃止	350	454	△22.9%
派遣先	316	166	90.4%
請負・委託関係	11	40	△72.5%
受託者	6	19	△68.4%
発注者	5	21	△76.2%
職業紹介事業	324	207	56.5%
うち不更新・廃止	50	57	△12.3%
②文書指導を行った事業所数（※1）	577	503	14.7%
労働者派遣事業	488	439	11.2%
派遣元	230	286	△19.6%
派遣先	258	153	68.6%
請負・委託関係	10	15	△33.3%
受託者	5	8	△37.5%
発注者	5	7	△28.6%
職業紹介事業	79	49	61.2%
③文書指導率（%）（※2）	46.8	60.7	△13.9%
労働者派遣事業	51.5	68.8	△17.3%
派遣元	36.5	60.6	△24.1%
派遣先	81.6	92.2	△10.5%
請負・委託関係	90.9	37.5	53.4%
受託者	83.3	42.1	41.2%
発注者	100.0	33.3	66.7%
職業紹介事業	28.8	32.7	△3.8%

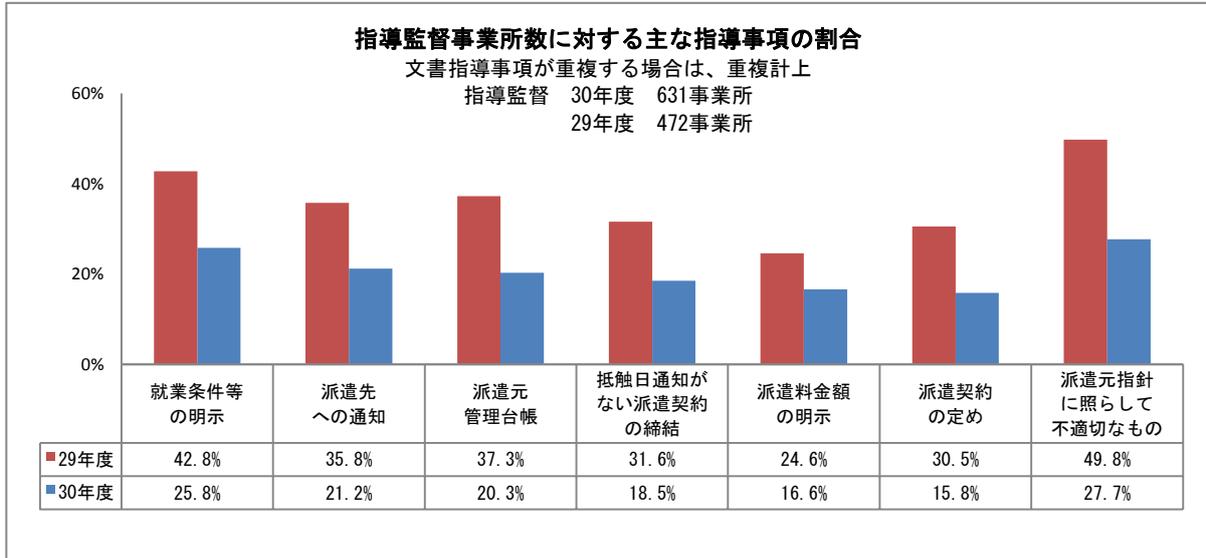
※1 派遣元・派遣先指針等に係る指導助言を含めて計上

※2 指導監督事業所数から不更新・廃止を除いた数のうち文書指導を行った割合を計上

3 主な文書指導事項

(1) 労働者派遣事業

① 派遣元



就業条件の明示（派遣業務内容、派遣先名等の派遣労働者に対する書面による明示）

- ・法定項目が記載されていない（就業時間外（就業日外）労働させることができる時間数又は日数、事業所単位及び個人単位の派遣期間の制限に抵触することとなる日又は期間制限に該当しない場合はその旨、社会保険に加入しない場合はその理由 等）
- ・就業条件の明示を行っていない（書面による明示をしていないものを含む）

派遣先への通知（派遣先への派遣労働者に関する通知）

- ・法定項目が記載されていない（社会保険及び雇用保険の加入状況（確認書類の派遣先への不提示を含む）、派遣労働者の雇用契約期間が無期雇用か否かの別、派遣労働者が60歳以上であるか否かの別 等）

派遣元管理台帳（派遣労働者の就業状況の記録）

- ・法定項目が記載されていない（派遣就業場所の組織単位、派遣労働者が60歳以上であるか否かの別 等）
- ・派遣元管理台帳が作成されていない

抵触日通知がない派遣契約の締結

- ・派遣期間の制限のある場合において、派遣先から派遣期間の制限に抵触することとなる日の通知を受けずに新たな派遣契約を締結している

派遣料金額の明示（派遣労働者への派遣料金の書面による明示）

- ・派遣労働者に対し派遣料金の明示を行っていない（書面による明示をしていないものを含む）

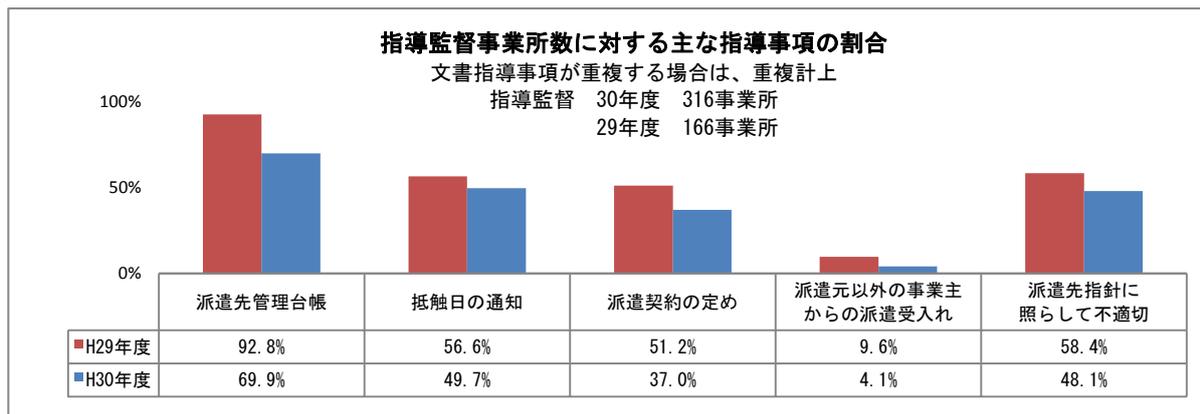
派遣契約の定め（派遣先との派遣就業に関する契約）

- ・法定項目が記載されていない（無期雇用派遣労働者又は60歳以上に限定するか否かの別、派遣就業場所の組織単位 等）

派遣元指針に照らして不適切なもの（派遣元が講ずべき措置に対してその適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたもの）

- ・就業日ごとの休憩時間、従事した業務内容等の就業状況を確認するとともに、派遣先との連絡調整が的確に行われていない
- ・教育訓練計画が適切に作成されていない

② 派遣先



□派遣先管理台帳（派遣労働者の就業状況の記録）

- ・法定項目が記載されていない（派遣就業場所の組織単位、派遣労働者が60歳以上であるか否かの別 等）
- ・派遣元に対し、派遣就業の状況に係る通知が適切に行われていない
- ・派遣先管理台帳が作成されていない

□抵触日の事前通知（事業所単位の期間制限に抵触する日の派遣契約締結前の派遣元への通知）

- ・派遣期間の制限のある場合において、事前に派遣期間の制限に抵触することとなる日の通知をしていない

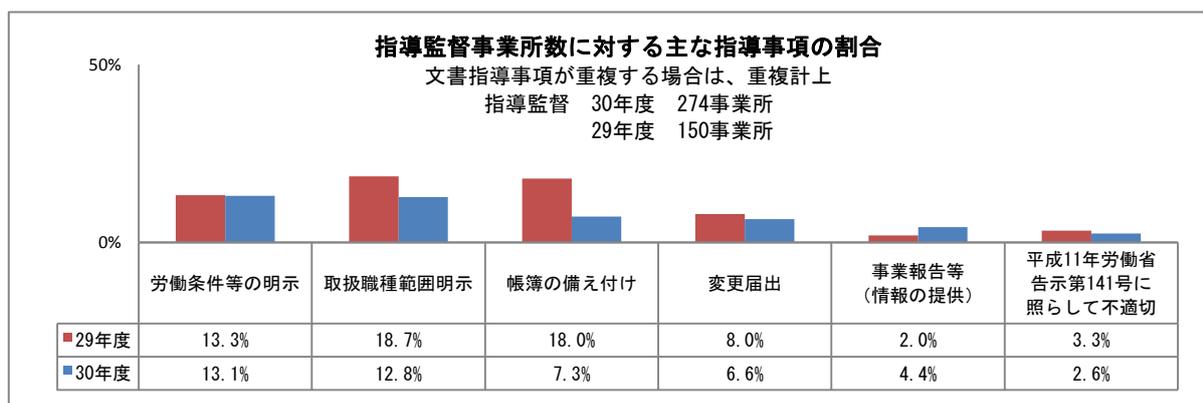
□派遣契約の定め（派遣元との派遣就業に関する契約）

- ・法定項目が記載されていない（無期雇用派遣労働者又は60歳以上に限定するか否かの別、派遣就業場所の組織単位 等）

□派遣先指針に照らして不適切なもの（派遣先が講ずべき措置に対してその適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたもの）

- ・社会保険等への加入状況について、被保険者証等の確認書類の提示を受けることにより確認をしていない

(2) 職業紹介事業



□労働条件等の明示（求人者からの労働条件明示を受け、求職者へ明示）

- ・法定項目が記載されていない（残業、休日出勤 等）
- ・労働条件の明示が行われていない（書面交付が行われていないものを含む）

□取扱職種の範囲等の明示（求人者、求職者への業務の内容の明示）

- ・取扱職種の範囲等の明示が行われていない（書面の交付がないものを含む）
- ・法定項目が明示されていない（苦情の処理、求人者・求職者の個人情報の取扱いに関する事項）

□帳簿の備付け（求人・求職管理簿、手数料管理簿の作成・備付）

- ・取り扱った状況が記載されていない（記載項目漏れを含む）
- ・管理簿が備え付けられていない

4 集団指導（制度周知の説明会等）実施状況

内 容	30年度 実施回数	30年度 受講者数	29年度 受講者数	前年度比
① 労働者派遣事業・請負関係	109	13,129	6,656	97.3%
ア 需給調整事業部各種講習会	75	2,381	2,608	△ 8.7%
・ 労働者派遣事業新規許可事前講習会 （旧特定労働者派遣事業主対象申請説明会を含む）	21	326	1,114	△ 70.7%
・ 労働者派遣事業主許可証交付説明会	12	1,129	556	103.1%
・ 労働者派遣事業主許可更新講習会	0	0	192	-
・ 派遣労働者等セミナー	42	926	294	215.0%
・ その他（事業報告記載説明会）	0	0	452	-
イ 労働者派遣事業・請負事業適正化研修会	3	2,873	2,514	14.3%
ウ 学卒求人説明会	14	4,124	0	-
エ その他（事業主団体合会への講師派遣等）	17	3,751	1,534	144.5%
② 職業紹介事業関係	17	371	818	△ 54.6%
ア 需給調整事業部各種講習会	12	247	712	△ 65.3%
イ その他（事業主団体連合への講師派遣等）	5	124	106	17.0%
計	126	13,500	7,474	80.6%

5 令和元年度指導監督方針

(1) 労働者派遣事業関係

指導監督に当たっては、定期指導について計画的に実施するとともに、派遣労働者等からの申告、苦情相談に対しては、相談内容等を踏まえ、迅速かつ的確に対応する。さらに、重大な法違反に対しては、行政処分を含めた厳正な対応を行う。

特に、平成27年改正労働者派遣法に係る労働者派遣期間の適切な運用や派遣労働者の派遣先での直接雇用をはじめとした雇用安定措置等、制度の適正な履行について重点的に指導監督に取り組む。加えて、同改正法により制度廃止され、許可を取得しなかった（旧）特定労働者派遣事業者に対しては、無許可での労働者派遣や請負と称する実態派遣（いわゆる偽装請負）を行わないよう、引き続き周知・指導を行う。

また、派遣労働者の待遇改善（同一労働同一賃金）の実現に向けた働き方改革関連法による改正労働者派遣法については、令和2年4月1日からの円滑な施行に向けて積極的な周知啓発に取り組む。

(2) 職業紹介事業関係

平成30年1月1日に施行された職業安定法改正法の適正な履行に向けて、計画的・効率的な指導監督を実施する。

特に、適切な労働条件の明示及び的確な募集条件の表示等について、ハローワーク、職業紹介事業者及び募集情報等提供事業者と連携し、求人者及び労働者募集を行う者に対して周知を図り、適切な運用の推進を図る。

(参考) 労働者派遣事業所数及び職業紹介事業所数の推移

	30年度	前年度比	29年度	28年度	27年度	26年度
派遣事業計	3,567	△ 43.0 %	6,263	6,563	6,992	6,935
派遣	3,468	47.6 %	2,350	1,805	1,500	1,420
(旧)特定	99	△ 97.5 %	3,913	4,758	5,492	5,515
紹介事業計	1,954	10.3 %	1,771	1,634	1,561	1,507
有料	1,742	13.3 %	1,538	1,401	1,338	1,307
無料	212	△ 9.0 %	233	233	223	200

※ 平成30年度の数値は、届出受理日の関係上、変動する可能性がある。

※ 「(旧)特定」とは、平成27年9月30日の労働者派遣法改正前に届出をした特定労働者派遣事業のことであり、経過措置として平成30年9月29日までに許可申請している場合、許可または不許可がなされるまでは引き続き「その事業が「常時雇用される労働者」のみである労働者派遣事業」を行うことができる。